

平成25年2月21日  
大王製紙株式会社

## 当社持分法非適用関連会社のガバナンスについて

1. 平成25年2月14日付で、北越紀州製紙株式会社（以下「北越紀州製紙」といいます。）から、「大王製紙に対する特別調査委員会設置等の要請に関するお知らせ」が公表され、「大王製紙の関連会社である川崎紙運輸株式会社は、当社と大王製紙との総合技術提携交渉中に、当社株式に関して外形上インサイダーと疑われかねない買付けを行っております。」との指摘を受けました。

この点につきましては、同日に当社より公表しました「北越紀州製紙の特別調査委員会設置要請に対する回答のお知らせ」のとおり、当社の持分法非適用関連会社である川崎紙運輸株式会社（以下「川崎紙運輸」といいます。）による北越紀州製紙株式の買付け（以下「本件買付け」といいます。）につきまして、社内調査、並びに弁護士による当社及び川崎紙運輸の役員を含む多数の関係者の事情聴取を行った結果、インサイダー取引に該当する事実はありませんでした。

2. 本件買付け及び当社が知った経緯について

(1) 川崎紙運輸は平成24年7月度の取締役会において本件買付け（購入株式数：4,286千株〈北越紀州製紙の発行済株式総数の2.05%〉）を決議し、7月から11月にかけて北越紀州製紙株式を購入しましたが、その目的は、今後、大王製紙と北越紀州製紙との間で両社の関係がより深まることが予想される中で、今後の営業活動に役立つのではないかとというもので、長期保有を目的とするものでした。本件買付けは、当社が指示したり要請したりしたものではなく、川崎紙運輸の独自の経営判断によるものです。

(2) 川崎紙運輸には、当社の取締役1名が同社の取締役として派遣され、当社の特別顧問も同社の取締役に就任していますが、本件買付けを決議した平成24年7月度の川崎紙運輸の取締役会には上記2名は出席しておらず、取締役会終了後も本件買付けについて当社へ報告されることはありませんでした。

その後、平成24年11月に北越紀州製紙より、本件買付けについての指摘を受け、当社より川崎紙運輸に確認したところ、川崎紙運輸が本件買付けを行っていたことが確認されました。

### 3. 今後の方針について

上記のように北越紀州製紙から本件買付けの事実を知らされて初めてその事実を知ったものですが、川崎紙運輸は当社の持分法非適用関連会社であって、その経営を支配し得る立場にないこと、及び上記のとおり、本件買付けはインサイダー取引に該当するものではなく、違法性はまったくないことを考慮しても、本件買付けの事実を当社において適時に把握できていなかった点に関しては、持分法非適用関連会社に対するガバナンスの改善が必要であると判断されたことから、平成25年2月18日開催の第22回企業統治改革委員会（外部委員5名、内部委員4名の計9名で構成）において、改めて持分法非適用関連会社に対するガバナンスのあり方についても議論した結果、持分法非適用関連会社については、原則として、順次資本関係を解消していくこと、及び資本関係が希薄なために今回十分に機能しなかった役員派遣についても中止（非関連会社化）する方針を決定しました。

上記の考え方にに基づき、川崎紙運輸につきましては資本関係（直接・間接で38%の株式保有）を解消することとし、平成25年2月28日の当社取締役会において同社の株式を売却することを決議するとともに、併せて当社から派遣している取締役2名は辞任する予定です。

以 上